

## 企画提案公募実施要領

### 1. 事業目的

観光庁が2019年度に実施した訪日外国人消費動向調査によると、訪日外国人旅行消費額は4兆8,135億円、1人当たり旅行支出は15.9万円、平均泊数は8.8泊であるのに対し、九州運輸局が上記調査を活用した九州における訪日外国人の消費動向によると、九州訪問者の旅行消費額は4,126億円、1人当たり旅行支出は13.6万円、平均泊数は5.9泊であった。このことから、九州は日本全体の中で、消費及び宿泊がまだまだ低いことがわかる。この要因の一つに、九州には海外富裕層が満足できる「ラグジュアリーホテル」が少なく、他地域と比べ、消費額及び滞在日数が低く短い東アジアからの観光客が多く、消費額及び滞在日数が高く長い欧米豪からの観光客が少ない傾向にあるためと言える。

そのような中、2023年に福岡で「ザ・リッツ・カールトン」が開業したことや、コロナ禍の間に九州各地で「ラグジュアリーホテル」が増えてきたことから、東京、大阪を中心に国内周遊をしていた海外富裕層を福岡に取り込み、福岡を起点に九州各地へのショートトリップや広域周遊を増やしていく必要がある。

上記の課題を解決するため、九州ならではの価値や強み、観光資源を精査し、ストーリー性や付加価値の高いコンテンツ、旅行商品を造成するなどし、2023年に行われたATWSやツール・ド・九州、2025年に行われる大阪万博など、これまで以上に日本に目が向く国際イベントが続いていることから、その視線が更に九州に向くよう旅行会社等への積極的なアプローチや販路拡大の取り組みを実施していく。

### 2. 事業概要

- (1) 事業名：九州版ゴールデンルートを軸にした販売促進事業
- (2) 事業内容：①旅行会社商品造成担当者およびホテルコンシェルジュのFAM実施（招請）  
②①に付随する諸業務について  
※事業内容の詳細については、別紙「仕様書」を参照のこと
- (3) 委託期間：契約締結日から2025年2月28日まで
- (4) 予算額：仕様書内に記載（消費税、地方消費税を含む）

### 3. 企画提案で求める内容（別紙「仕様書」参照）

- (1) 業務内容の理解度  
業務の目的、意義、必要性及び内容について十分に理解しているか。
- (2) 提案内容の優良性  
提案内容に具体性、妥当性、独創性、説得力、実現可能性を伴う、優れたものであり、かつ、それを完了させようとする意欲が感じられるか。
- (3) 業務遂行の確実性  
実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであるか。
- (4) 業務成果の中立性  
業務実施後の追跡調査等によって業務の効果を分析・把握し、適正公平な成果として示すことができるか。
- (5) 必要経費の適正度  
業務内容に見合った適切な経費であるか。
- (6) 業務実績  
類似事業の実績があり、提案内容に信頼性があるか。

#### 4. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、（５）を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は（１）から（７）の要件を満たすこと。

- （１）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- （２）営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- （３）この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- （４）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- （５）共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- （６）原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- （７）同種・同規模の業務に関する実績があること。

#### 5. 企画提案書の提出要領

##### （１）日程

①公 告 2024 年 4 月 22 日（月）～2024 年 5 月 10 日（金）

②質問受付 2024 年 4 月 22 日（月）～2024 年 5 月 7 日（火）

※質問の期限は、5 月 7 日（火）17 時とし、質問は様式任意で末尾記載のメールアドレスあてにメールにて行うこと。

※到達確認のため、必ず下記担当へ電話にて確認を行うこと。

※回答は、5 月 8 日（水）17 時までに行います。なお、積算に関する事項並びに他応募者からの提案書提出状況に関すること、当機構が受け付けない項目と判断したものについては、回答いたしません。

③参加表明 2024 年 4 月 26 日（金）

※参加表明は末尾記載のメールアドレスあてにメールにて行うこと。

※到達確認のため、必ず下記担当へ電話にて確認を行うこと。

④提出期限 2024 年 5 月 10 日（金）17 時まで（必着）

⑤結果通知 2023 年 5 月中旬予定

⑥契約締結 2023 年 5 月中旬予定

##### （２）提出書類

①提案書 ……………任意 A4 判、正本 1 部、副本 2 部

※全体的なイメージを伝える上で A3 判を折り込むことは可とする。

※スケジュールを明確に明示すること。

※事業実施体制を提示すること。

※正本のみ応募事業者が判るようにすること。

※副本には、応募者が特定できるような社名・デザインを記述しないこと。

②見積書（項目ごとに積算）……………任意 A4 判、正本 1 部、副本 2 部

### (3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期限内に到着したもののみ受け付けます。

※電子ファイルでの提出は受け付けません。

※後日、電子ファイルでの提出をお願いすることがあります。

### (4) 提出先 一般社団法人 九州観光機構 欧米豪事業部 担当 荒木

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階

## 6. 留意事項

- (1) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容については公表しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要に応じ複写できることとする。
- (5) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。  
※副本では、事業者名が特定できないようにすること。
- (6) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (7) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (9) 応募のあった提案については、当機構の選定者において決定する。
- (10) 審査結果は、合否を速やかに通知するものとする。
- (11) 契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (12) 企画内容によっては、部分発注する場合がある。
- (13) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (14) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (15) 企画提案を採用した場合においても、当機構と協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (16) プレゼンテーションは実施しない予定だが、必要だと判断した場合は行う場合がある。その場合は、対象の事業者にのみ別途連絡を行う。
- (17) 手続きで使用する通貨は、日本円とする。

## 7. 連絡先

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階

一般社団法人九州観光機構 欧米豪事業部 担当 荒木

TEL : 092-751-2950

E-Mail : y-araki@welcomekyushu.jp

※連絡の件名は「九州版ゴールデンルートを軸にした販売促進事業について 貴社名」とすること。